

第八章

「社会主義」下の階層分化

第IV章から第VII章にかけて、ビルマ式社会主義という特殊な制度の下におかれた、下ビルマZ村の土地制度、役牛や農具の所有状況、農業労働力の雇用慣行等の諸特徴について詳しく述べてきた。本章では、これらの諸生産要素を結びつけてZ村内の各農家がどのような経営を行い所得を上げているかについて、耕作規模別に考察していくことにする。と同時に、農業労働力の供給、農産物の需要、役牛や農具の貸借等をつうじて農家経済と密接に関係している非農家世帯の所得構造についても同様の分析を進めていく。これらの手続きを経て、ネーウィン政権の農業政策下で農家経済がどんな状況におかれ、また政策に農民がどのように対応してきたのかを明らかにし、さらにはZ村全体の経済構造の実態に迫るのが本章の目的である。なお、農家階層の区分については、これまでの議論を踏まえ、ダドントゥン層を中心に耕作規模がこれより大きい層、小さい層の三つに分類して行論を進めていく。

1. 農家所得

(1) 大規模層の農家所得

本書では18エーカー以上の水田を経営する農家群を大規模農家層と呼んでいるが、これをさらに18～24エーカー層(L₁層)と24エーカー以上層(L₂層)

第34表 経営規模別農家所得

| | 6エーカー 未 (S ₁) | 6~12 (S ₂) | 12~18 (M) | 18~24 (L ₁) | 24エーカー 以 上 (L ₂) |
|------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 農家戸数(戸) | 4 | 23 | 26 | 5 | 6 |
| 水田面積(エーカー) | 4.5 | 8.2 | 12.2 | 20.2 | 27.3 |
| 菜園面積(エーカー) | 0 | 0.3 | 0.1 | 1.0 | 0.8 |
| 家畜・家禽飼養頭羽数 | | | | | |
| 牛(頭) | 1.1 | 3.3 | 3.8 | 6.6 | 16.6 |
| うち役牛(イ) | 0.5 | 1.6 | 1.8 | 3.8 | 6.2 |
| 牝牛(ロ) | 0.3 | 0.7 | 0.8 | 1.2 | 3.5 |
| 子牛(ハ) | 0.3 | 1.0 | 1.2 | 1.6 | 6.2 |
| 乳用牛(ニ) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.7 |
| 豚(頭) | 0.7 | 0.6 | 0.9 | 0.4 | 0.6 |
| 鶏(羽) | 6.2 | 4.3 | 3.3 | 5.6 | 4.6 |
| アヒル(羽) | 2.7 | 0.6 | 1.6 | 1 | 5.8 |
| 農業粗収益(A)(以下チャット) | 3,250 | 5,704 | 7,338 | 11,174 | 20,901 |
| 水稲(a) | 1,725 | 3,103 | 4,082 | 5,710 | 7,532 |
| 水稲以外の作物(b) | 113 | 815 | 719 | 1,930 | 2,200 |
| 役牛賃貸(c) | 0 | 10 | 55 | 0 | 0 |
| 牛乳販売(d) | 0 | 0 | 58 | 520 | 1,850 |
| 牛の売却(e) | 0 | 0 | 227 | 380 | 1,833 |
| 子牛の増殖(f) | 238 | 926 | 992 | 1,750 | 4,566 |
| 牛以外の畜産(g) | 1,174 | 851 | 1,205 | 884 | 2,920 |
| 農業経営費(B) | 1,469[57.0] | 3,335[67.1] | 4,499[65.7] | 6,782[73.4] | 11,685[66.9] |
| 雇用労賃(h) | 460(100) | 1,063(96.6) | 1,588(92.4) | 3,250(90.9) | 5,707(80.7) |
| うち田植え(i) | 231 | 681 | 781 | 1,712 | 2,387 |
| 牛の委託飼育費(j) | 0 | 15(100) | 35(100) | 0 | 180(100) |
| 役牛の減価償却(k) | 135(100) | 621(98.6) | 681(99.3) | 1,054(98.4) | 1,575(98.9) |
| 繁殖牛の減価償却(l) | 53(0) | 181(0) | 189(0) | 300(0) | 860(0) |
| 役牛賃借料(m) | 150(100) | 160(100) | 181(100) | 0 | 0 |
| 農具の減価償却(n) | 69(95.3) | 136(90.5) | 187(93.4) | 281(85.7) | 425(91.2) |
| 農具賃借料(o) | 0 | 13(100) | 6(100) | 0 | 0 |
| 肥料費(p) | 86(100) | 154(100) | 253(100) | 479(100) | 755(100) |
| 貸付資本利子(q) | 30(100) | 76(100) | 104(100) | 185(100) | 196(100) |
| 農地地租(r) | 13(100) | 38(96.3) | 46(98.9) | 67(90.7) | 90(91.6) |
| 種子代(s) | 0(0) | 445(0) | 596(0) | 803(0) | 1,224(0) |
| 豚素畜費(t) | 150(0) | 130(0) | 192(0) | 80(0) | 133(0) |
| 豚飼料費(u) | 300(0) | 261(0) | 385(0) | 160(0) | 267(0) |
| その他物財費(v) | 23(0) | 42(49.3) | 56(28.0) | 123(25.6) | 273(19.8) |
| 農業所得(C) | 1,781[44.3] | 2,369[36.5] | 2,839[39.6] | 4,392[16.4] | 9,216[-3.1] |
| 農外所得(D) | 2,165 | 1,520 | 775 | 580 | 500 |
| 農業雇用労働(w) | 735 | 188 | 37 | 0 | 0 |
| 農業以外の副業(x) | 615 | 110 | 23 | 288 | 500 |
| 農業以外の兼業(y) | 815 | 1,222 | 715 | 292 | 0 |
| 農家所得(E) | 3,946 | 3,889 | 3,614 | 4,972 | 9,716 |

(注) (1)農家戸数以外の数値は各層に属する農家の平均値である。

(2)牛は以下のように分類する。

(イ)ビルマ牛の去勢牛および牝牛の水牛の成年。すべて4歳以上。

(ロ)ビルマ牛の牝牛。

(ハ)ビルマ牛および水牛の子牛。

(ニ)フリーシアン種。

(3) (a) ~ (y) は以下のように定義する。

- (a) 水稻の粗収益 (a) = 供出量 × 9.55 + (生産量 - 供出量) × 12。ここで9.55チャットは粳1バスケケットあたりの供出価格, 12チャットは村内での流通価格である。
- (b) 落花生, ガズンユェツ, セインザーウ, バナナ, マンゴ, 唐辛子, ササゲなどの収益。
- (c) 役牛の賃貸収入。
- (d) ビルマ牛, 水牛およびフリーシヤンの牛乳の販売収益。売渡価格は1viss (約1633g)あたり6チャット。
- (e) 牛の売却収入。
- (f) 牝牛1頭が1年間に0.5頭の子牛を生むものとする。また子牛の価格は当歳牛400チャット, 1歳牛750(ビルマ牛の牝および牝牝の水牛は600)チャット, 2歳牛1500(同1200)チャット, 3歳牛2250(同1800)チャット, 4歳牛3000(同2400)チャットとし, その後減価していくものとする。
- (g) 豚, 鶏およびアヒル飼育からの粗収益。
- (h) 現物払いの場合, 粳1バスケケットあたり12チャットとし, サインガーの食事費は1日2チャットとする。
- (i) 苗抜きおよび田植えの雇用労賃支払い。
- (j) A村に委託飼育に出した場合の飼育費支払い。
- (k) ビルマ牛は4歳から10年間, 水牛は15年間, 使役あるいは繁殖に具し, その後300チャットで売却するものとする。ただし, 牝水牛の減価分の半分は使役, 残りの半分は繁殖に計上する。したがって, $k = (3000 - 300) \div 10$ [ビルマ牛の去勢牛の減価償却費] × (頭数) + (2400 - 300) ÷ 15 [同牝水牛] × (頭数) + (2400 - 300) ÷ 15 ÷ 2 [同牝水牛] × (頭数) となる。
- (l) ビルマ牛の牝の減価分のすべておよび牝水牛の減価分の半分。したがって, $l = (2400 - 300) \div 10$ [牝ビルマ牛の減価償却費] × (頭数) + (2400 - 300) ÷ 15 ÷ 2 [同牝水牛] × (頭数), となる。
- (m) 雨期および乾期に借りた牛の賃料。
- (n) 第26表より計算した。
- (o) 牛車およびセッコウツ (把の一種, 第Ⅵ章参照) の賃貸料。
- (p) 公定価格で配給される化学肥料の代金支払い。なお, 厩肥の売買は行われていない。
- (q) 政府営農資金貸付の利子支払。1ヵ月1%の単利で, 7ヵ月で返済する。
- (r) 水田および菜園の地税。農地の条件によって異なる。
- (s) 落花生, ササゲ, ナス, 唐辛子などの種子代。水稻種子は自給。
- (t) 生後2ヵ月の幼豚の購入価格。1頭200チャット。
- (u) 豚1頭あたり年間400チャット。
- (v) 水稻作のための出作小屋, 牛舎, 豚小屋, アヒルの囲い等の資材費, 季節雇の被服費(稀), 委託飼育に出す際の牛の移送費, 豚の飼料運搬費, 豚の種付け代等々。
- (w) 農業雇用労働による所得。
- (x) 漁業, 行商, 蛙取りなど, 農業部門以外での, 労働力の販売によらない所得。
- (y) 公務員, 籠編み, 屋根葺きなど, 農業部門以外で, 労働力の販売によって得た所得。
- (4) (A) ~ (E) は次のように算出した。
- (A) = (a) + (b) + …… + (g) (B) = [(h) + …… + (v)] - (i)
- (C) = (A) - (B) (D) = (w) + (x) + (y) (E) = (C) + (D)
- (5) 農業経営費細目の () 内の数値は水稻作の占める比率で, 単位は%。農業経営費(B)および農業所得(C)欄の [] 内の数値も水稻作の占める比率。
- (出所) 筆者調査による。

の二つに細分して, これに属する農家の農業⁽¹⁾経営および農家所得の特徴についてみていくことにしよう。L₂層は水稻の平均作付面積が27.3エーカーと広大であるため, 当然のことながら, 第34表に示した五つの農家層の中で稲作の粗収益が最も多い。だが第35表にみるようにエーカーあたりの収量が最も低く, また低粳価を強制される供出割当の収穫量に対する比率が62%にもなるため, 水稻作に関しては大規模経営のメリットを十分に享受することはで

第35表 経営規模別の水稲生産量・供出量・肥料投入量

| | 6エーカー 未 満 (S ₁) | 6～12 (S ₂) | 12～18 (M) | 18～24 (L ₁) | 24エーカー 以 上 (L ₂) |
|----------------------|--------------------------------------|---------------------------|--------------|----------------------------|---------------------------------------|
| 農家数(戸) | 4 | 23 | 26 | 5 | 6 |
| 作付面積(a) | 4.5 | 8.3 | 12.2 | 20.2 | 27.3 |
| 総収穫量(b) | 161.8 | 287.6 | 381.3 | 541.1 | 718.0 |
| 供出量(c) | 88.3 | 142.3 | 201.5 | 319.8 | 442.3 |
| 供出後残量(d) | 73.5 | 145.3 | 179.8 | 221.3 | 275.7 |
| 供出率(e) | 54.6 | 49.5 | 52.8 | 59.1 | 61.6 |
| エーカーあたり収量(f) | 36.0 | 34.7 | 31.3 | 26.8 | 26.3 |
| エーカーあたり 肥料投入量(kg) | | | | | |
| 厩肥 | 390.7 | 396.0 | 297.9 | 374.5 | 333.3 |
| チッ素 | 18.0 | 15.8 | 19.5 | 21.5 | 20.8 |
| リン酸 | 8.2 | 8.6 | 9.0 | 10.0 | 11.1 |
| カリ | 4.0 | 4.1 | 4.3 | 5.8 | 9.7 |
| 肥料費(チャット) | 19.2 | 18.9 | 20.8 | 23.7 | 27.6 |

(注) (1)農家戸数以外の数値は各層に属する農家の平均値。

(2) (a):単位はエーカー, (b)(c)(d)(f):単位はバスケット, (e):単位は%。

(3) (d)=(b)-(c), (e)=(c)÷(b), (f)=(b)÷(a)。

(4)厩肥は乾燥前の重量。

(出所) 筆者調査による。

きない。L₂層のエーカーあたり稲作粗収益の低さ⁽²⁾には、低収量と高供出率の他に、供出後の残余粃を村内の流通価格(現物賃金の貨幣換算率)である12チャットで評価したことが多分に影響している。というのは、大規模層ほど供出率が高いとはいえ、供出後の残余量は逆に多くなるので、自由(闇)市場への粃販売に対する規制が緩やかなときには、エーカーあたりの稲作粗収益はむしろ大規模層ほど多かったものと推定されるからである⁽³⁾。しかし、調査時の3、4年前から粃米の自由取引は非常に厳しく取り締まられており、粃米を闇で販売していると答えた農家は64世帯中1世帯もなかった。このためどの農家も粗収益の停滞(ないしは減少)と田植え労働の急増などHYV導入後の経営費の増加に苦しんでおり、特にL₂層の稲作所得は赤字になっている⁽⁴⁾。だが広大な水田からとれる稲藁や畦道の雑草⁽⁵⁾は大量の餌となって、多数の牛

に供給される。豊富な飼料基盤に支えられたL₂層農家の牛飼育頭数は群を抜いて多く、牛乳の販売、牛の売却、あるいは子牛の増殖による収入は水稻の赤字を埋めて十二分に余りある額である。特に牛の売却と子牛の増殖からの多額の収益はL₂層に共通するものであり、L₁以下の各層に比べて際だって大きいL₂層の所得の源泉の大半はここにある。

飼価の低迷と高い供出率の中でもL₂層は広大な飼料ベースを背景にした牛の肥育によって高い収益をあげているが、その他にも種々の資産を基にいろいろ副業⁽⁶⁾収入を得ている。事例をみていくことにしよう。Z村で最大の32エーカーの水田耕作権を保有するウー・ピュー(12)の世帯では、ウー・ピューと彼の娘の夫コー・ミャッチョーが菜園を計3エーカー所有し、菜園所有面積もZ村最大規模である。彼らはここでチンバウン(酸味のある葉菜)、セインザーウ、バナナ、ササゲ、ナスなどを栽培し、さらにコー・ミャッチョーは三日月湖の独占的漁業権を持つ。菜園は粳米販売の規制が緩やかなときに蓄積した資金で購入したものである。野菜作と漁業からの所得が、年間1万チャットを超えるこの世帯の所得の9割以上を占める。村内第2の大規模農家ウー・ポーティー(75)の世帯は、村内では彼しか所有していない4頭のフリースラン(乳用牛)を飼育している。水稻作はほとんど雇用労働者まかせで、ウー・ポーティーはもっぱら乳牛の世話と搾乳に専念し、彼の妻が牛乳をヤンゴンに売りに行く。さらに彼は広い水田と稲作の副産物を利用してアヒルを30羽飼っている。彼に次いで多くのアヒルを飼養する世帯の所有羽数が12羽であるから、彼が所有するアヒルの羽数は村内ではずば抜けて多いことがわかる。酪農とアヒル飼育および役牛の売却で彼は年2万チャット近い粗収益をあげており、そこからの所得は1万5000チャットを超える農業所得の約4分の3を占める。水田25エーカーを保有するウー・ティンチャイン(63)はウー・ポーティーに次ぐ村で2番目の牛持ち農民で、水牛とビルマ牛合わせて20頭所有している。乳用牛ではないが、彼もビルマ牛や水牛の乳を販売しており、農業所得のほとんどをこの牛乳販売と牛の売却益に負っている。L₂層に属する残りの3世帯は水稻作とそれと分ち難く結びついている役牛の飼育を主

要な収入源としている世帯である。だがそれだけではなく、ウー・アウンウィン(62)とウー・トゥンカイン(67)の世帯は乾期に落花生をそれぞれ4エーカー⁽⁷⁾ずつ作り、またコー・ティンセイン(72)は牝豚を1頭飼っており、将来はこれを3頭にまで増やしていく予定である。落花生作は種子代が高くかつ収量の年変動が激しく、牝豚飼育も第VI章で述べたようにリスクが大きい。こうした高リスク高リターン之作目や家畜に多くの投資ができるのもL₂層の特徴である。ちなみに調査年の乾期の落花生作の収量は平年よりかなり悪かったため、平年並みならば(62)と(67)はもっと高い収入をあげていたはずである。以上の考察から、広大な水田保有を基に、役牛の増殖、畜産、菜園経営といった農業部門内の副業収入によって多大な所得を得ている⁽⁸⁾のがL₂層の特色である。この層の農家には農外での兼業収入がまったくない。

L₁層すなわち18~24エーカー層の農業経営構造は、農家所得はかなり見劣りするものの、L₂層にほぼ準ずる。ウー・ティンフライン(54)は菜園での野菜作、ウー・ニョー(65)は菜園での胡麻栽培と水牛乳の販売、ウー・グェーマウン(19)は牝豚の飼育、ウー・フラチャー(42)は菜園での落花生作⁽⁹⁾と雑貨店経営といった、店の経営を例外として、農業部門に含まれる副業によって所得の7割以上を稼いでいる。ただし、20エーカーの水田を保有するドー・ティン(73)の世帯の構成員は彼女と未成年の息子だけであるので、水稲と1エーカーの落花生作しかできず、自家農業の中でも外でも副業や兼業はできない。この世帯の農家所得はわずか1536チャットとL₁層の平均より極端に少ない。大規模農家層にあっても、水稲作と自給的な落花生作だけではS₁層程度の農業所得をあげるのがやっとであることをこの例が如実に示している。L₁層農家の所得構成がL₂層と異なる点は、第1に、牛の飼育からの所得が大幅に減少し⁽¹⁰⁾その他の畜産部門の所得も少なくなること、第2に、農外の兼業収入のある世帯が出てくる(2世帯)ことである。前者の原因は大規模層といっても牛の飼育で大きな余剰が出るほどL₁層の飼料基盤は豊富ではないこと、後者の理由は農業部門内の副業だけでは耕地の制約から収入に自ずと限界があり、さらに所得を伸ばすためには農外の兼業に出る必要があること、にあるもの

と思われる。 L_1 層にはこうした制約があるものの、概して大規模農家(L_1, L_2)は、粳米の供出強制が緩やかなときに蓄積した資産や、広大な水田=飼料基盤をベースにした副業経営によって、ダドーンタウン以下層に比して格段に大きい農業所得、ひいては農家所得をあげることができるのである。

(2) ダドーンタウン層の農家所得

続いてZ村の総農家戸数の4割を占める26世帯のダドーンタウン層(第34、35表中のM層)農家の農家所得構成の検討に移ることにしよう。まず、農業経営の内容を他の層と比較してみると、粗収益(A)も経営費(B)もそして農業所得(C)も大規模層に次いで大きい。水田の経営規模がそのようになっているので至極当然の結果である。だがさらに注意深く吟味してみると、粗収益に占める稲作粗収益の割合が他のどの層よりもダドーンタウン層において最も大きいことがわかる⁽¹¹⁾。次に農業所得の構成をみてみると、M層の水稲所得の農業所得中に占める構成比は S_1 層に次いで大きく、その絶対額を計算してみるならば、M層の稲作所得が最も大きくなっている。ダドーンタウン層の水稲作以外からの農業所得の源泉は、わずかばかりの落花生作と豚の肥育くらいしかない。なぜならば、この層では牛の飼育からの所得が L_1 層に比べてさらに減少し⁽¹²⁾、農業所得の6%程度の額になってしまうからである。つまり、役牛を1対所有し、それを使役することによって水稲生産に最も専念し、役牛の減価分はどうか補ってゆける、というのがダドーンタウン層の水稲生産の特徴であり、これに1エーカー弱の落花生作⁽¹³⁾と豚1頭の飼育⁽¹⁴⁾を加える、というのがダドーンタウン層の典型的な農業経営パターンである。水田経営を基にした役牛の増殖を行えるほど水田は小さくなく、また菜園を購入できるほどの資本を貯えることができないのが、ダドーンタウン層が水稲以外の農業部門内副業を拡大できない理由である。

さらにダドーンタウン層の農家所得を他の層と比較してみると、この層の所得が最も低いことに気づく。この原因は、今まで述べてきたように農業部門内副業収入が大規模層ほど大きくはなく、他方、第34表から明らかなよう

に農外での副業や兼業所得が小規模層よりもずっと少ないことにある。すなわち、ダドントウン層は農業所得における稲作の比重が高いだけでなく、それにも増して、農家所得における稲作依存度が他の層に比して圧倒的に大きい階層なのである。誇張を省みずに言うならば、ダドントウン層は稲作経営に世帯労働力をほぼ燃焼し尽くし、それがために最も農家所得が低くなってしまっているのである。そしてこの低所得はもちろん低米価に起因するものである⁽¹⁵⁾。ネーウィン政権の低米価供出政策および1980年代半ばから厳しくなった闇市場の取締まりの煽りを最も強く受けているのが、Z村で最多数の世帯を包含し、独立後からビルマ的小農の典型とされてきたダドントウン層なのである。

(3) 小規模層の農家所得

6～12エーカー層 (S_2) は水稻の単収こそM層以上の農家を上回る(第35表参照)ものの、水田面積の格差は如何ともしがたく、稲作からの粗収益はM層よりさらに低くなる。 S_2 層には菜園を所有する農家が2戸含まれるため、水稻以外の農産物からの粗収益はM層より大きくなるが、稲作粗収益が少ないので、農業粗収益も所得もM層より小さい。だが、第VII章で述べたように、この層になると世帯構成員が季節雇として雇用される世帯が現れ(3世帯)、また農業以外の副業収入や兼業収入、特に労働力を販売するのみで資本のいらない兼業収入が多くなる。そのため、農業所得に農外所得を加えた農家所得においてはダドントウン層を上回る。水田面積が少ないのでダドントウン層ほど低米価政策の被害を受けることがなく、その一方で余剰労働力を農業雇用労働や農業部門以外の兼業に振り向けることによって、高い農外所得を得ることができるようになるのが S_2 層の特徴である。

こうした特徴は、6エーカー未満層 (S_1 層)においてより顕著になる。農外所得が農業所得を上回るのである。この層の農家が最も単収が高いが、稲作粗収益は最低であり、役牛を自己の経営内で再生産することさえできない⁽¹⁶⁾。ところが、世帯主や息子などの農業専従者が農業雇用労働に出たり、

サイカー運転手や屋根葺き職人として長期に亘って働くようになり、また妻や娘たちも副業や兼業に従事して、これらの収入を合わせると農業所得を上回るのである。この層は農業労働者世帯に近いと第VII章では述べたが、より一般的には、労働者世帯に近い限界農であるということができよう。

(4) Z村の農民階層

以上、水田耕作権の保有規模別に農家所得構成の特徴および階層間の所得格差について考察してきた。続いて、これまでの議論を踏まえ、Z村の農家の農業経営、農業所得、農家所得等について、階層横断的に各農家層の相違点および共通点をまとめていくことにしよう。

第1に、何度か言及したように、大規模農家ほどエーカーあたりの籾収量が低い。第35表に示したように、大規模農家ほどエーカーあたりの肥料投入量が多いにも関わらず、何故このような結果になるのであろうか。その原因としては、Z村に特殊な事情と制度的な要因の二つが考えられる。Z村に特殊な事情とは、18エーカー以上の水田を保有する大規模農家はユワレーに多いということである。大規模農家11世帯のうち、ユワジーにあるのはL₁層に属する者1世帯とL₂層に属する者1世帯の計2世帯のみであり、残りの9世帯はユワレーにある。第II章で述べたように、ユワレーはユワジーから分離してできた集落である。フレグー町に近いところから開発が始まり、ユワジーだけでは支えきれなくなった人口を養うためにユワレー付近が開拓され、人々が移り住んだのである。開発が遅れたのはユワレー周辺がユワジーに比べれば劣等地であるためであり、特に水はけが悪くて稲が冠水しやすいからである。このような土地に伝統品種よりも水の多寡に敏感なHYVが栽培されているので、単収が低くかつその年変動も大きくなるのである。一方、制度的要因とは低米価供出制度のことである。HYVが導入されてから2、3年後の1980年代半ば頃から、それまでは行政当局に黙認されてきた、供出後の残余米の闇市場への販売が厳しく取り締まられるようになった。籾の供出量ひいては米の輸出量を増加させるために導入したSHY計画の実効を上げるため

に、供出後に残った粳も残らず国家が吸収してしまおうとしたのである。この政策で粳米の市場販売収入が激減したのは、第35表にみるように残余粳量の多い大規模層である。第34表の稲作粗収益は、実態に即して、供出後の残余粳を1バスケット12チャットで評価したので、調査時の2、3年前よりも稲作収入がより少なくなっている。だが、闇市場の取締強化前はバスケットあたり30から40チャットで売れたという。大規模層が菜園や家畜などの資産を蓄積できたのはこの時のことであった。自由に売れる粳がないという状況下で、このような資産の多い L_1 、 L_2 層は、そちらの経営にシフトして行き、水田経営は粗放的になっていった。この層の農家の多くが、水田が町から遠く役人の目が届きにくいを利用して、水田の一部で田植えを行わずに直播きしていることがこれを象徴している。また、第35表では大規模農家層ほど肥料投入量が多いようにみえるが、これはHYVの作付面積に応じて政府から支給される化学肥料の量が、大規模層に若干有利になっているからである。明確な回答は得られなかったが、 L_1 、 L_2 層に属し菜園を所有する農家は、配給された肥料の一部を菜園に投入しているようであった。他方、ダドントウン未満の小規模農、特に S_1 層の単収が高いのは、供出後の残余粳量が少ないため、生産性を上げなければ自家飯米や種粳などさえも残らなくなってしまうからであろう。

第2に、耕作規模別の平均農家所得の比較から、農地改革で小農の典型とされたダドントウン農家の所得が最も低いことが明らかになった。この農家層は、大規模層に比べて菜園や家畜などの資産がずっと少ないので、自給的な落花生作や1世帯あたり1、2頭の零細な養豚程度の副業しか行えず、他方、労働力的には稲作経営でほとんど手一杯で、世帯主や長男が農外で安定的な職業に就くことがなく、農外所得が小規模層(S_1 、 S_2 層)に比べて少ない。 S_2 層23世帯の中には、10ないし11エーカーの水田を保有する農家が9世帯含まれるが、これらの農家の経営内容もM層とほぼ同じである。農地改革では10エーカー以上14エーカー以下がダドントウンと見なされたことはすでに述べたが、この範囲の耕作権を持つ農家は経営構造も共通している。つ

まり、Z村の農家戸数の半数以上を占めるM層およびS₂上位層の農家は水稲作への依存度が高く、それ故に低米価政策の被害を最も強く受けている農家層なのである。それでは、なぜ彼らは耕作規模を減らし農外に就業機会を求めないのであろうか。その理由は、闇市場の取締まり強化が1980年代半ばから始まった短期的な現象だからである。大規模層ほど多くはないが、M層に属する農家も供出後の残余粃を闇市場に販売することができた。だが、政府当局の闇市場一掃作戦はビルマ・デルタの中核農家というべきダドントウン層のささやかな収入源を奪い取ってしまった。こうした状況の変化に、今まで水稲作だけで生きてきたダドントウン層の農家は十分に対応することができなかった。落花生作や豚飼育だけでは十分な収益を上げられなかったのである。こうした対応の遅れの裏側には、また取締まりが弱くなるであろうという期待あるいは予測があった。ネーウィン政権が始まってから25年間、闇市場の取締まり強化とその弛緩は幾度も繰り返されてきたことである。もしここで耕作権を返上してしまったら、取締まりが弱くなったときにもう米を生産できなくなってしまう。また、農外就業が必ず安定的な収入をもたらすとは限らない。彼らが水田耕作権を手放さないのはこうした理由によるものである。だが、経済政策の失敗が顕著になってきた1980年代は特別で、供出強制は厳しくなる一方で供出に関するナーレーフムはまったく効かない状況であった。十数人で団をなしてやって来て、農家の米倉やポウツ(米籠)の中は言うにおよばず、天井裏や縁の下まで搜索して粃の供出を強いる郡役人たちを、農民たちは憎々しげに見つめていた。生産性は上がったもののいっこうに好転する気配のない粃価格の国家統制は農民たちをしだいに追いつめ、ダドントウン層とその下のS₂層の中にはもう農業をやめたいという農家が出てきつつあった。

第3に、田植え労賃支払いが非常に多額に上る傾向が全農家層に共通して観察される。第34表にみるように、水稲作雇用労賃支払い中に占める田植え労賃支払いの割合がL₂層では40%、その他の層においては50%を超えている。だが、このような多額の田植え労賃の支払いは、昔から続いてきたもの

ではない。HYVが導入されて以降のことである。HYVがこの村に普及する前は、正条植えは行われておらず、田植えをしたとしても株間が広く、田植え後の苗は列をなしていなかった。また労働力が不足すれば田植えは行われず、水に浸して発芽させた粃が直播きされた。ところが、1980年代初頭にHYVが強制的に導入されてから、正条植えや適期移植の指導が厳格に施行されることになり、田植え労働力の需要が急増するとともに、それが必要とされる期間は短くなっていった。こうして単位面積あたりに必要な田植え労働力が増加したばかりではなく、雇用賃金単価も高騰していった。1981、82年の女子田植え労働者の賃金は1日4チャットであったが、85年に5チャット、86年に6チャット、87年には7チャットと急上昇している。男子苗抜き労働者の賃金に関しても、高収量品種は短くて扱いにくく、また1束の苗量も多いので、100束あたりの歩合賃金は上昇している。このような雇用労賃の高騰が、粃の供出価格据え置き、自由(闇)市場の摘発といった状況下で進行したのである。農民の不満はいやがおうにも高まらざるをえない。特に水稲作への依存度が高いダドーンタウン層においては、政府への不満と農業への絶望感はひとしおであったに違いない。

粃の徴発量を増加させるという目的で、供出価格になんらの改善を加えることなく導入された高収量品種米の作付強制は、農民のコスト負担の急激な増加を招いた。その結果、収量が上がったにも関わらず、米作りへのインセンティブが失われていき、米作から経営内副業や農外での兼業へのシフトが進んでいった。と同時に、そのような動きに十分対応しきれない農家層も出てきた。その層こそ、ウー・ヌ、ネーウィンと続いた独立後の政権がビルマの小農と定義し、ビルマの国家経済を支える農業部門の中核的担い手としたダドーンタウン層だったのである。

2. 非農家層の世帯所得

Z村を構成するのは農家だけではない。Z村の総世帯数136世帯⁽¹⁷⁾中、水田農家は64世帯であり、第IV章で述べたように3世帯の菜園農家は非農家に分類されるので、村の総農家(水田農家)戸数は、総世帯数の47%を占めるにすぎない。Z村の経済構造を語るには農家経済の分析だけでは不十分である。そこで、第VII章では非農家層の6割強を占める農業労働者世帯を中心にその就業構造を考察した。本節ではこれら農業労働者を含めた非農家層全般について、その所得構造をみていくことにしよう。Z村の過半を占めるこうした非農家層の所得構造を分析することによって、農家層のZ村村内での位置を確認することができ、同時に村全体の階層構造の全容を明らかにすることができるであろう。

(1) 菜園農家

水田を保有せず菜園での蔬菜や果物の栽培を主業とする農民を菜園農民(チャングマー=hcandhamâ)といい、彼が世帯の主たる生計支持者(エインダウンダーズ・アチャーアケー=eindaundhâzû aciakê)であった場合、この世帯は「菜園農家」(チャングマー・エイン=hcandhamâ ein)と呼ばれる。菜園農家は村内に3世帯あり、これらの世帯は農家よりも農業労働者世帯により近いものと観念されている。その根拠は、主食であり最も重要な供出作物である米を生産せず、また農業雇用労働からの収入が多いことにある。以上はすでに第三章で言及したとおりである。ここでは、菜園農家の資産および所得構成の特質について吟味していくことにしよう。

菜園農家は大量の藁や草を供給してくれる水田という飼料基盤を持たないので、牛を飼うことは困難である。ウー・フラタウン(4)の世帯のみが牝牛を飼い子牛を売っているが、自己の保有する菜園だけでは飼料が足りず、妻の弟たちに藁を分けてもらったり、彼らの水田の畦の草を刈るなどして、飼料

の確保に苦心惨憺しなければならない。しかし、屋敷地とひと続きになった広い菜園を利用した豚と鶏の飼育においては、菜園農家の平均飼養頭羽数は水田農家や他の非農家層の平均値を上回っている。このため、牛の飼育を除いた畜産部門収益は水田農家よりも大きい。また、菜園から採れる胡麻や豆類およびバナナやマンゴ等の果物は、米と違って供出の対象とならない統制外作物であり、市場で自由に販売できるため、単位面積あたりの収益性は水田よりもずっと良い。こうした菜園作に特殊な条件のおかげで、菜園農家の農業粗収益および農業所得は S_1 層と S_2 層の間に位置する。すなわち、平均1.9エーカーの耕地しか持たない菜園農家が、平均4.5エーカーの農地を所有する S_1 層よりも高い農業所得を享受することができるのである。さらに、菜園農家はいかなる水田農家層よりも自己の経営地で働く時間が少ないので、世帯主や長男など世帯の基幹労働力が農業雇用労働やその他の兼業に従事する時間が相対的に長くなる。したがって、農外所得があらゆる水田農家層よりも高くなる。その結果、菜園農家の所得は、水田農家層の中に位置づけるならば、 L_1 層に次ぐ高さになる。このように菜園農家が中小規模の水田農家に比べて高い所得が得られる要因は、何度も述べたように、低米価供出政策によって水田農家の所得が低く抑えられていることにある。

(2) 農業労働者

Z村には農業雇用労働を主業とする農業労働者世帯が44世帯ある。農家64世帯に次ぐ多さであり、両者を合わせると村の総世帯数（調査対象世帯数）の80%近くを占める。Z村が「純農村」と呼ばれるのは、農家ばかりではなくこのように多数の農業労働者世帯が存在するためである。農業労働者は就業パターンの違いからサインガーとチャーバンに分けることができ、Z村には前者の世帯が29世帯、後者が15世帯ある。第七章では両者の就業構造の相違について論じたが、ここではそれに起因する両世帯の資産および所得構造の特徴を比較検討し、同時に他の職業層特に農家層との違いを明らかにしていくことにする。

サインガー世帯とチャーバン世帯の共通点は、まず第1に、どちらの世帯も農業雇用労働を中心として複数の職種に従事し、収入源が多岐に亘っていることである。チャーバン世帯では、労働可能な世帯構成員ひとりひとりが季節ごとに目まぐるしいほどに職種を変えていることはすでに述べたが、サインガー世帯でも季節雇として雇用される世帯主やその他の男子労働者が、季節雇としての職がないときには、精米労働や道路工事、屋根葺き等に従事する。さらに両種の世帯とも、妻や娘たちが田植え労働や行商などをして生計を助けるのはごくあたりまえのことである。世帯主とは別に妻や子が副業収入や労賃収入を得ている世帯が、サインガーの世帯で27世帯、チャーバン世帯では14世帯あり、世帯主だけの収入で生活している世帯は両者合わせてもわずか3世帯しかない。農業雇用労働だけでは不十分な収入を、働ける世帯構成員をできるだけ動員した、農業部門外を含めた多就業によって補う、というのが両者の共通した特徴である。

第2の共通点は、両者の世帯とも農家に比べて大家畜すなわち牛という資産が少ないということである。水田を保有しないので牛が必要ないといえればそれまでだが、屋敷地以外にめぼしい資産のない農業労働者層にとって、役牛賃貸収入や子牛の売却益など、牛は安定的な所得をもたらす重要な資産である。また、耕作放棄された水田を取得して農家になる可能性は、役牛を所有していなければほとんどない。水田や菜園といった農地や、農外部門での所得を生み出す雑貨店やサイカーといった資本財を購入するだけの蓄積がない農業労働者層にとって、牛特に子牛は安く購入するあるいは親から貰うといった方法で比較的取得しやすい資産である。しかし、牛を飼育することは農業労働者世帯にとっては困難を極める。飼料基盤となる水田を保有しないからである。水田や菜園を持たない農業労働者は、それらに次いで重要な牛という資産からも切り離された、文字どおりの無産者階層である。

サインガーとチャーバンの第3の共通点は、他の非農家層にも共通することであるが、非農家であるにも関わらずわずかながらの農作物販売収益があるという点である。これは第Ⅴ章で言及したガズンユェツの販売収入による

第36表 非農家層の世帯所得

| 世帯の主業 | 菜園農業 | サインガー | チャーパン | 公務員 | その他 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 世帯数(戸) | 3 | 29 | 15 | 7 | 17 |
| 菜園面積(エーカー) | 1.9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 家畜・家禽飼養頭羽数 | | | | | |
| 牛(頭) | 1.0 | 0.7 | 0.1 | 1.3 | 0.3 |
| うち役牛(イ) | 0 | 0.3 | 0.1 | 0.6 | 0.1 |
| 牝牛(ロ) | 0.7 | 0.2 | 0 | 0.3 | 0 |
| 子牛(ハ) | 0.3 | 0.2 | 0 | 0.4 | 0.2 |
| 豚(頭) | 3.0 | 0.5 | 0.1 | 1.1 | 0.2 |
| 鶏(羽) | 9.6 | 3.3 | 0.8 | 7.4 | 1.4 |
| アヒル(羽) | 0 | 0.3 | 0.3 | 3.1 | 0 |
| 農業粗収益(A)(以下チャット) | 4,776 | 772 | 466 | 2,006 | 551 |
| 農作物(b) | 1,648 | 29 | 67 | 36 | 100 |
| 役牛賃貸(c) | 0 | 52 | 31 | 85 | 29 |
| 牛乳販売(d) | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 |
| 子牛の増殖(f) | 383 | 69 | 53 | 443 | 106 |
| その他の畜産(g) | 2,744 | 605 | 315 | 1,443 | 316 |
| 農業経営費(B) | 2,555 | 602 | 139 | 1,016 | 245 |
| 種子代(s) | 494 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 菜園地税(r) | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 牛の委託飼育費(j) | 0 | 0 | 0 | 51 | 0 |
| 役牛の減価償却(k) | 0 | 93 | 35 | 107 | 32 |
| 繁殖牛の減価償却(l) | 140 | 43 | 9 | 124 | 0 |
| 豚の素畜費(t) | 600 | 103 | 26 | 229 | 59 |
| 豚の飼料費(u) | 1,200 | 206 | 52 | 457 | 118 |
| その他物財費(v) | 113 | 157 | 17 | 48 | 36 |
| 農業所得(C) | 2,221 | 170 | 327 | 990 | 306 |
| 農外所得(D) | 2,168 | 3,060 | 2,030 | 3,597 | 3,384 |
| 農業雇用労働(w) | 722 | 2,263 | 809 | 118 | 354 |
| 農業以外の主業(z) | 0 | 0 | 0 | 2,690 | 2,750 |
| 農業以外の副業(x) | 486 | 215 | 522 | 257 | 176 |
| 農業以外の兼業(y) | 960 | 582 | 699 | 531 | 104 |
| 世帯所得(E) | 4,389 | 3,230 | 2,357 | 4,587 | 3,690 |

(注) (1)無職の1世帯は「その他」には含まず、この表から除外する。

(2)「農業以外の主業(z)」とは、世帯の主業が農業部門以外の場合、その主業から発生した所得をいう。

(3)他の用語の定義は第34表と同じ。ただし、「農作物(b)」には水稻を含まない。

(出所) 筆者調査による。

ものである。第36表に示したように、非農家世帯が農作物販売から得る平均収益は低いが、ガズンユェツを作る世帯にとっては1世帯あたり200~300チャットの収益があり、貴重な収入源となっている。ガズンユェツの栽培区画を保有している世帯数は、農家7世帯(総農家戸数の11%)、農業労働者世帯8世帯(総農業労働者世帯数の18%)、その他1世帯であり、農業労働者世帯に若干有利な配分となっている。これはもちろん三日月湖周辺に農業労働者世帯が多いからである。行政当局の指導に従わずに、三日月湖におけるガズンユェツの栽培権を個別世帯に帰属させたことが、わずかながら農業労働者に有利に働いている。こうした資源配分が意図的になされたかどうかは定かでないが、結果的には村内の階層間の利害対立の激化を巧みに避けるように行われていることは興味深い。

次にサインガー世帯とチャーバン世帯の資産および所得構造の相違について検討してみることにしよう。第36表をみてまず気づくことは両者の世帯所得の大きな差である。これが第1のそして最も大きな違いである。この差は同表から明らかなように農業雇用労働収入の大きな差に起因している。このような差が出るのは、第Ⅶ章で詳しく述べたように、サインガーは雇用期間が長いのに対し、チャーバンは日雇い、歩合制、請負制といった形で雇われるので雇用期間が短かつ不安定であるからである。そこでチャーバン世帯の中で働ける者は農業非農業を問わず雇用機会を求め歩き、できれば安定的な雇用を見つけ出してチャーバン生活から抜け出そうと努力する。しかし、安定的雇用にありつけなかった者あるいは不幸にしてそうした雇用からはじき出された者は、農家・非農家層を含めてZ村の最下層であるチャーバン層に沈黙していくのである。他方、サインガーは1年に少なくとも1期は季節雇として雇われるので、チャーバンよりずっと農業雇用労働収入が多い。特に近縁者に雇用されるサインガーは、雇用期間が長く、かつ毎年雇用されるので収入が安定している。サインガーを複数抱える世帯の農業雇用労働からの収入は年4000チャットを超え、L₁層の平均値に近くなる。1人のサインガーしかいない世帯でも、乾期の後半に世帯主が屋根葺きや精米労働をし、妻

や他の世帯構成員が副業や兼業に従事することが多いので、第36表にみるように、サインガー層の平均世帯所得はダドントゥン層農家の平均に匹敵するほどになる。ダドントゥン層の農家所得が低いのは、低米価政策のためであることはすでに述べたが、この政策ははからずも、Z村で最も数の多い農家階層であるダドントゥン層と農業労働者世帯層の3分の2近くを占めるサインガー世帯との所得格差を狭める役割を果たしてきたのである。農地改革の不徹底のために農地を保有する階層としない階層ができてしまったが、両階層の対立が激化しなかったのは、血縁関係や親しさに基づく村民間の相互扶助だけではなく、こうした外部からの抑圧的政策によるところも大きいのである。だが、サインガーがチャーバンに比べて高くかつ安定した農業労働収入を得られるのは、有力な農家が近縁者にいるとか自分の熟練や勤勉さを評価して雇用してくれる農家がある限りのことである。つまり、水田を保有する農家に比べて、サインガーの将来の収入は不確実である。いつチャーバンに転落しないとも限らない。低米価にも関わらず、農家が水田耕作権を放棄するのを躊躇する一因はここにある。

したがって、農業労働者が将来も農村内に留まって安定的に生計を立てていこうとするならば、農外に定職を見つけるか、安定した所得の流れを生み出す資産を増やしていくしかない。だが、農外に安定的就業機会を得ることは、村内でも町においても非常に困難である。そこでとりあえずは資産の蓄積が重要となるが、この資産の保有状況がサインガーとチャーバンの第2の相違点である。将来的に安定した所得を生み出す資産の中で、農業労働者にとって比較的手に入れやすいのが、すでに述べたように牛である。この牛の平均所有頭数が農家層より少ないのが、サインガー層とチャーバン層の共通した特徴であると述べたが、これはあくまでも農家との比較の上での農業労働者層の共通の特徴であって、実はサインガー世帯とチャーバン世帯との間には牛の所有状態に大きな差がある。両者の平均飼養頭数は、第36表に示したようにそれぞれ0.7頭、0.1頭であるが、この差は両階層に含まれる牛を飼養する世帯数の違いによるものである。29世帯のサインガー層の中には牛を

飼養する世帯が10世帯あるのに対し、15世帯のチャーバン層の中にはわずか2世帯しかない。牛を飼うサインガー世帯のうち8世帯は牛の餌を親やキョウダイから貰い、残る2世帯は季節雇として雇われている雇用先の農家から餌を貰う。10世帯中9世帯はビルマ族の世帯である。一方、牛を所有する2戸のチャーバン世帯は両世帯ともカイン族であり、「ユワミエー」に住む。彼らはキョウダイたちから貰うわずかな藁をこの総有地からの草で補完しつつ、それぞれどうにか役牛2頭ずつを飼育しているが、牛の再生産は不可能である。墓地やサッカー場の他には総有地という特殊な土地を持たないビルマ族においては、チャーバン層は牛を飼うことができない。村内や近隣の町村に住む親族あるいは親密な関係にある農家に雇用されるサインガーは、安定的かつ高い賃金所得を得られるだけでなく、彼らの一部はこうした農家から牛の餌の安定的供給を受けて牛を飼育し、役牛の賃貸や子牛の売却によって安定した所得を得、また将来における耕作放棄田の取得にも備えることができる。これに対し、そうした長期的な雇用先および牛の餌の安定的供給先を持たないサインガーは、現在の所得こそ悪くはないものの、将来の生活には不安を残さざるをえない。それにも増して、チャーバン層は現在の所得も低くて不安定であり、そして将来の農民への上昇の可能性はほとんどない。チャーバンは、村内に留まるかぎり、個人あるいは個別世帯の力だけでは、現在もそして将来も最貧困層から脱出することが非常に困難な階層なのである。

所得も資産も少ないサインガー層の一部やチャーバン層は、当然脱農の傾向が強くなる。だが、都市部で雇用機会がなく、そこへの移住も強く制限されているネーウィン体制のもとでは、たとえ脱農したとしてもインフォーマル・セクターでの日雇い程度の仕事にしか就けず、「農業労働をしないチャーバン」にしかねれない。脱出のインセンティブも少ないのである。チャーバンになるのは、直接的には、男子世帯主が死亡した、あるいは近縁者に農家がないなど偶然的個別的理由によるものである。だがその背景には、不完全な農地改革、都市部および農村部での就業機会の少なさ、農村に居住していれば米だけは安定的に手に入る配給制度等、農村部におけるチャーバンの

滞留を促すあるいは余儀なくさせる政策的要因がある。こうした多分に政策的要因によって生まれ存続しているチャーバン層の存在は、農民が水田耕作を放棄することへの暗黙の恫喝となり、また農業労働者層がひとつの利害集団としてまとまって農家と対峙するすることを妨げている。種々の管理的抑圧的な農政をもたらした思わぬ結果が、農村内での階層間の矛盾の激化を防止する役割を果たしたのである。国家が農民を掌握し搾取するためには、農村内の社会階層の流動化を少なくし階層間の微妙なバランスを維持していくことが重要であるが、偶然的政策効果がこれに一役買ったのである。

(3) 公務員および「その他」の職業階層

最後に、農業部門以外の職業を世帯の職業としている世帯の所得構成の特徴について、簡単に述べておくことにしよう。

Z村には世帯主が公務員である世帯が7世帯あり、農家および農業労働者世帯に次いで多い。公務員と「その他」⁽¹⁸⁾の職業をわざわざ分けたのは、もちろん「その他」の範疇に入る17世帯の職業がバラバラだからであるが、両者の違いはそれに留まらない。両者の収入の性格も異なるのである。すなわち、公務員世帯の給料は、2人の日雇い公務員が日給月給制で、あとはすべて月給制と年収が確実に計算できるのに対し、「その他」の職業層には、年間2000チャットの布施で暮らすカイン族の牧師を除けば、大工、スペア、レンガ職人、食堂給仕、籠作りのような日雇いか、サイカー運転手、行商、樵夫のような歩合制によって収入を得る世帯が圧倒的に多い。漁業収入もまた不安定であり、比較的安定している雑貨店からの収入も公務員ほど安定的ではない。公務員と「その他」の職業とでは、収入の安定性に大きな差があるのである。

世帯主が公務員である世帯は7世帯だけであるが、他に農家が9世帯、サインガー世帯が2世帯、公務員として働く世帯構成員を抱えている。ただし、農家の場合はすべて月給取り、サインガー世帯の場合はすべて日給という大きな違いがある。フレグーの町で公務員になるには多少のコネが必要であり、

公務員世帯の世帯主は村落人民評議会議長の息子、ピルマ社会主義計画党村落書記の弟、村でただ1世帯の元大地主の婿等、有力者の親族ばかりである。また高等学校卒程度の学歴も公務員になるには必要である。そして、相対的に子女に高い教育を受けさせる余裕があり、村の有力者層を占めるか有力者との結びつきが強いのは一部の農家である。農家の方が子女を公務員にしやすいのはこうした理由による。チャーバン世帯から誰かが公務員になることなどまったく考えられないことである。ただしカイン族の場合、長女や次女など年長の娘がヤンゴンで女中として働き、弟や妹に高等教育を受けさせ、弟妹たちもヤンゴンで公務員として働くようになるという現象がみられる。

安定した所得が得られる公務員層は、他の非農家層（もちろん菜園農家も含む）に比べて平均所得が高く、農家層の中に位置づけた場合でもL₁層に匹敵する所得を得ている。この高い世帯所得の源泉は、もちろん他の職業に従事する世帯に比して高くかつ安定した農外所得である。だが、そればかりではない。第36表をみると、菜園農家を除く非農家層の中では最も農業所得が高く、また農業所得の世帯所得に占める割合も2割強と、農業労働者世帯や「その他」世帯よりも大きい。この農業所得は、同表から明らかなように、農作物ではなく畜産収入の多さによるものである。公務員層の牛とアヒルの飼養頭羽数は非農家層の中で最も多く、豚と鶏の数は菜園農家に次いで多い。牛を飼育している世帯は3世帯あり、うち1世帯はキョウダイから藁を分けてもらっているが、他の2世帯はA村に委託飼育に出している。非農家層で牛を委託飼育に出しているのはこの2世帯のみである（第36表の(j)の行参照）。豚を飼育しているのは3世帯で、うちウー・サンティン(132)は繁殖用の牝豚を飼っている。また、ウー・オウンティン(17)の世帯では、彼の妻が所有する村内唯一の私有池でアヒルを10羽飼い、妻はフレグーの町の市場に小さな店を構えている。牛を委託飼育に出す、繁殖豚を飼う、アヒルを多頭飼育するといった公務員層の副業パターンは、規模は小さいものの大規模農家層の副業と類似しており、ダドーンタウン以下の農家層や公務員以外の非農家層ではほとんどみられない。公務員層は、安定した所得を元手に、副業とし

で畜産経営に乗り出し、それがますます世帯所得を高めるといったプロセスで、資産の蓄積と所得の拡大を進めている。水稻作を巧みに避けながら、経済活動を拡大しようとしているところが興味深い。

「その他」の職業層に含まれる世帯は、日雇いや歩合制の労働者世帯、および漁業や行商⁽¹⁹⁾のように日々の収入が不安定で季節変動も激しい職業の世帯がほとんどである。この層の世帯所得の大きさは、他の層と同じようにどれだけの兼業収入があるか、あるいはどれだけ資産特に家畜を持っているかに左右されやすいが、それ以上に職種によっても大きな収入の差があるので、階層内の所得格差が他の層よりずっと大きい。職種別に概観してみると、特に日雇い賃金の高いのは大工やレンガ職人、籠作りといった職人層であり、歩合給の高いのはサイカー運転手、スベア、樵といった体力を非常に消耗する労働者たちである。だが、大工、レンガ職人、樵は雨期にはほとんど仕事がない。漁業者も、漁ができるのはガモーイェイ川の水深が頂点に達する雨期の後半（9月中旬から12月下旬）にほぼ限られている。これらの世帯は、妻子が田植えや稲刈りなどの農業労働をし、世帯主自らも苗抜きや屋根葺きなどをして主業からの収入を補う。労賃単価の高い主業を持ち、複数の世帯構成員が1年中就労している世帯ほど一般に所得が高い。一方、行商を主業とする3世帯と食堂の給仕を主業とする1世帯の世帯主はすべて寡婦であり、成年男子労働力を持たない世帯である。このような世帯は日々の糧を稼ぐのに汲々としており、収入はチャーバン世帯並かそれよりも低い。世帯主が牧師、大工、スベアおよびサイカー運転手である各1世帯を除き、この層に属する15世帯中11世帯は世帯主もしくはその他の構成員が副業や兼業に従事している多就業世帯である。また、牛を飼っているのは、村落人民評議会に年間300チャット払ってガモーイェイ河岸の草を独占的に刈り取ることのできるウー・テインアウン(136)と、ユワミエーの草と周囲の隣人たちに好意で分けてもらっている藁で役牛2頭を飼うノー・ソーノー(79)の2世帯のみである。一般的に、この層に属する世帯はこれといった資産もなく、日雇いや歩合制の主業を中心にさまざまな雑業に従事することによって、生計を維持するた

めの所得を得ており、就業パターンはチャーバンとよく似ている。しかし、熟練や人並以上の体力を必要とする職種に従事するために賃金単価が高く、主業への就業期間もチャーバンよりは長いので、平均世帯所得はチャーバンだけでなくサインガー世帯をも上回る。また、最近スベアという新しい職種に就く若者が村内の農業労働者層の中から出はじめており、体力を非常に要する仕事ではあるが、主業のみで生計を立てていける新職種として、自動車修理工見習いと並んで、村の若者たちの関心を集めている。

注(1) 第III章では、畜産は農業とは観念されていないと述べた。しかし本章では、畜産は副業ではあるが、農業統計の常識に則って農業部門に含まれるものとして取り扱う。

- (2) 第34表から S_1 , S_2 , M , L_1 , L_2 各農家層のエーカーあたり平均稲作粗収益を計算すると、それぞれ383チャット, 378チャット, 335チャット, 283チャット, 276チャット, となる。
- (3) 斎藤照子「ビルマの粃米供出……」, 17~18ページ。ただし斎藤は、公定価格で評価しても大規模層ほど米作からの所得が高い、と筆者とは反対の所見を述べている。
- (4) 水稲作から出る藁や畦の雑草が家畜の餌となり、これが L_2 層の多数の牛の所有の基盤となっているが、ここでは農業粗収益や農業経営費の性格上藁や草の貨幣換算額が計上されていない。これらを加えるならば稲作所得は赤字にはならないかもしれない。だが藁や草は厩肥の水田への投入によってかなり相殺されるので、第34表に掲げた稲作所得の推計値は実態から大きくずれてはいないものと思われる。
- (5) 畦道の雑草も耕作権保有者のものである。
- (6) 「副業」および「兼業」の定義は第III章で述べたとおりである。
- (7) この面積は村の農家平均の約4倍、落花生作を行う農家の平均播種面積の2倍強にあたる。
- (8) L_1 層と L_2 層の農家副業の特徴のひとつは、それぞれの農家が1種類か2種類の副業に特化しているということである。そしてそれらを平均すると第34表のような収益構造になる。したがって、同表に示した数値がただちに L_1 層, L_2 層の農家の収益構造の典型である、ということにはならない。
- (9) 菜園での落花生作は雨期の終わりごろから行われ、水田でのそれよりかなり収量が高かつ安定している。
- (10) 牛飼育からの所得の概算は、ひとまず, $[(c)+(d)+(e)+(f)]-[(j)+$

- (k)+(l)] (第34表参照)によって行った。これによると、L₁層とL₂層の牛飼育からの所得はそれぞれ1296チャット、5634チャット、となる。さらにL₁層で雇用労賃の約5%、L₂層で13%が牛の飼育に使われるので、最終的に牛飼育からの所得はL₁層で1134チャット、L₂層で4892チャットとなる。
- (11) 第34表によって、 $(a) \div (A) \times 100$ を計算してみると、S₁、S₂、M、L₁、L₂各層の農業粗収益に占める稲作粗収益の割合は、それぞれ53.1%、54.4%、55.6%、51.1%、36.0%、となる。
- (12) 大規模農家の場合と同様の方法で、M層の牛飼育からの平均所得を、雇用労働力の約5%が牛飼育に使用されることを考慮しながら計算すると、 $[(c) + (d) + (e) + (f)] - [(j) + (k) + (l) + (m)] - (h) \times 0.05 = 165$ (チャット)を得る。ただし、ここでも糞と厩肥の価格換算は行っていない。
- (13) M層に属する26世帯中、18世帯が落花生を作っている。すなわち、前章でみたように落花生を栽培する世帯数は34世帯であるので、その半数以上がM層に属しているということになる。
- (14) 26世帯中16世帯が豚を飼っている。第VI章で述べたように豚を飼育する農家は31世帯あるが、その半数以上がM層に属しているのである。
- (15) 供出価格と村内流通価格がxチャットずつ上昇したときの農家所得の増加額は、 $(\text{現行農家所得}) \times [(\text{粃収穫量}) - (\text{現物払賃金})] \times x$ 、で求められる。したがって、第32、34、35表をもとに簡単な計算を行うことによって、M層の農家所得は、供出粃価(9.55チャット)と村内流通粃価(12チャット)が1.96チャットずつ上昇するとS₁層を上回り、4.71チャットずつ上がるとS₂層を上回る事がわかる。
- (16) S₁層の牛飼育からの平均所得は、 $[(c) + (d) + (e) + (f)] - [(j) + (k) + (l) + (m)]$ によって概算することができ、その結果は-100チャットとなる。
- (17) この総世帯数は、第II章で述べたように、調査対象世帯数のことである。真の世帯総数は138世帯である。
- (18) 「その他」の職業とは、第13表の大工より下で「無職」を除いた職業をいう。すなわち、この階層には大工と行商各3世帯、スベアと漁業各2世帯、雑貨店店主、樵夫、牧師、レンガ職人、サイカー運転手、籠作りおよび食堂の給仕各1世帯の計17世帯が属する。
- (19) 漁業者は乾期には漁ができず、行商も雨期には収入が激減する。